

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月27日

東京都交通局長 久我 英男

1 入札内容

(1) 件名 所有地の売却

(2) 物件の表示

物件番号	所在	地目	地積(実測)
①	墨田区吾妻橋三丁目2番12	宅地	169.73 m ²

(3) 最低売却価格

物件番号① 336,000,000円

(4) 契約に当たっては、次の条件を付する。

ア 所有権移転の日から5年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この土地の所有権を第三者に移転し、又はこの土地を第三者に貸してはならないこと。

なお、これらの条件に違反したときは、東京都は契約を解除できるものとし、落札者は違約金等を支払わなければならないこと。

2 入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に該当する者

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員

(3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力

団及び同条第4号に規定する暴力団関係者

(4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(5) 東京都交通局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月8日付22交資第1377号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

3 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所(郵送の場合の送り先)並びに問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎26階中央 東京都交通局資産運用部資産活用課管財担当

電話 03-5320-6059(直通)

4 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和6年5月7日(火曜日)から同月20日(月曜日)までの間(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日を除く。)、午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の間に、入札参加申込書等を上記3の場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

なお、郵送の場合は、受付期限である令和6年5月20日(月曜日)午後4時までに必着しなければならない。

(2) 入札及び開札の期日及び場所

ア 期 日 令和6年5月29日(水曜日)

イ 入札時間 午前10時30分から午前10時40分まで

ウ 開札時間 入札締切後即時

エ 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎24階中央 24A会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

入札参加者の見積もる金額の100分の3以上の額(現金又は持参人払式小切手(振出しの日から起算し、8日を経過していない小切手)により納付すること。)

(5) 入札の無効

入札に参加することができない者のした入札及び「一般競争入札による所有地の売払い参加要領」に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

落札者は、東京都交通局の最低売却価格以上の価格で入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。

(7) その他

詳細については、「一般競争入札による所有地の売払い参加要領」による。

5 その他

この入札は、事情により予告なく変更し、又は中止することがある。

なお、この場合、入札に要した費用（調査費等）は補償しない。